やさしい高山市を目指し

自分らしく」生きる。



れることになりました。

者の「合理的配慮」の提供も義務化さ

今回の改正により、3年以内に事業

えたときに、負担が重すぎない範囲で

▼合理的配慮の提供とは?

事業

障がい者雇用継続支援

障がい者が手助けをしてほしいと伝

対応することです。

を助成する制度です。

障がい者雇用の法定義務のない

事業主(常用雇用労働者数43·

障がい者(市民)へ支払う賃金の一部

助成額

障がい者1人あたり 月額5,000円

5人未満の事業主)

助成期間 障がい者の雇用期間 *毎年度申請が必要

その他 国の特定求職者雇用開発助成 事業所の利用者は対象外で 終了後から対象になります。 金などの支給対象者は、 また、障がい福祉サービス

問合

福祉課

☎35-3356

6月に障害者差別解消法が改正され





供を求めるものです。

的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提 ています。行政や事業者に不当な差別 く生きられる社会の実現」を目的とし 関係なく、個性を認め合って自分らし ました。この法律は「障がいの有無に

*詳細は県地をご覧ください。 **応募締切** 8月3日用 てみませんか。 ◆心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪

の心のふれあい体験を広げよ 〜障がいがある人とない人と

応募資格 小学生以上

テーマ ◆障害者週間のポスター 障がいの有無に関わらず、誰 もが能力を発揮して安全に安 心して生活できる社会の実現

*最優秀賞作品1点は「障害者週間 スターの原画として使用する予定で (毎年12月3日~9日)」の広報用ポ

応募資格

小・中学生

県障害福祉課 **☎**058-272-8309

な経験や思いを作品にし 障がいにまつわる身近

すこしだけ要約筆記体験

んか?(参加無料) て伝える「要約筆記」を学んでみませ 中途失聴、難聴者へ音声を文字にし

期日 時間 9月4日出 午後1時3分~3時3分

聴覚障がいの基礎知識 (講座)、 市民文化会館(昭和町1)

筆記用具 定員 10人程度 要約筆記体験(手書・パソコン)

8月28日出までに、住所、氏名: 電話番号、講座名をELI・AX

県聴覚障害者情報センター

問合

⊠ gifudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp FAX 058-275-6066 **3**058-213-6786

手話奉仕員養成講座 (入門編)

の手話を学びます。 座です。あいさつや自己紹介をする時 手話奉仕員として活動するための講

期間 9月8日水

作文・ポスター作品の

午後7時~9時 ~令和4年2月16日必

参加料 15人(超えた場合は抽選) 市役所(花岡町2) 無料

(別途テキスト代が必要

8月2日金までに圧 福祉課 **☎**35-3356